

平成23年7月7日
事務連絡

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県
新潟県
長野県

介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局振興課

仮設住宅等における介護等のサポート拠点に関するQ&Aについて

仮設住宅等において高齢者等が安心して生活できるよう支援するため、総合相談やデイサービス、生活支援サービス等を包括的に提供するサポート拠点の設置をお願いしておりますが、皆様のご理解・ご協力の下、被災地において、サポート拠点が設置されつつありますことに、厚く御礼申し上げます。

今般、仮設住宅等における介護等のサポート拠点の設置をさらに促進する観点から、別紙の通りQ&Aを取りまとめました。

内容についてご了知いただくとともに、管内市町村への周知につきよろしくお願ひいたします。

(別紙)

介護等のサポート拠点に関するQ&A（その2）

問1 サポート拠点は、例えば20戸程度の小規模な仮設住宅団地にも作ることは可能か。

（答）

サポート拠点は、仮設住宅団地の規模に関わらず設置することが可能である。小規模な仮設住宅団地が点在するなどの場合には、効率的なサービス提供を図る観点から、複数の仮設住宅団地の支援を担当するサポート拠点を設置することも考えられる。

問2 1市町村において、複数のサポート拠点を設置することは可能か。

（答）

サポート拠点は、必要な地域に必要な規模のものを必要数設置することが重要であり、当然、1市町村に複数のサポート拠点を設置することは可能である。

問3 サポート拠点を立ち上げるにあたり、サポート拠点としての建物やスペース（部屋）を新たに確保する必要があるか。

（答）

必ずしも、サポート拠点としての建物やスペース（部屋）を新たに確保する必要はない。

本事業では、仮設住宅の高齢者等に対する相談や介護、生活支援等を提供する「機能」を確保することが重要であり、例えば、

- 市町村庁舎や地域包括支援センター等の既存の建物の一室を活用し、仮設住宅入居者に対する総合相談の機能を新たに立ち上げる
- 近隣の賃貸スペースを借り上げ、相談員1名が対応する小規模な相談窓口を新たに立ち上げる
- 近隣の民間事業者（社会福祉法人や営利法人等）やNPO法人等に事業を委託し、当該法人の事務所を拠点として仮設住宅入居者に対する支援を行うなど、多様な運営手法が可能である。

問4 サポート拠点にはＬＳA（生活支援員）を必ず配置しなければならないのか。

(答)

サポート拠点の機能は、仮設住宅等におけるニーズを踏まえ、地域の実情に応じて進めていただくものであり、必ずしもＬＳAを配置する必要はない。

ただし、総合相談支援は、仮設住宅等におけるニーズの把握や問題解決に資する機関へのつなぎ等において中核的な役割を果たすものと考えられることから、仮設住宅入居者の相談窓口の確保に努めていただきたい。

問5 サポート拠点にはデイサービスの機能を必ず設けなければならないのか。

(答)

サポート拠点の機能は、仮設住宅等におけるニーズを踏まえ、地域の実情に応じて進めていただくものであり、必ずしもデイサービスの機能を設ける必要はない。

仮設住宅等におけるニーズを踏まえ、必要な機能を確保されたい。

問6 サポート拠点でデイサービスを行う場合には、介護保険の指定事業所としての人員基準等を遵守しなければならないか。

(答)

サポート拠点におけるデイサービスは、必ずしも介護保険の指定事業所として実施する必要はなく、介護保険外の事業（一般的な福祉事業等）として実施することも可能である。この場合には、介護保険の指定事業所としての人員基準等を満たす必要はないが、利用者の適切な処遇を行うとともに、安全面にも十分について考慮して事業を実施されたい。

なお、介護報酬を受けて事業を実施する場合には、介護保険の指定事業所としての人員基準等を満たす必要がある。

問7 仮設住宅の一般居室として整備した空室をサポート拠点として活用することは可能か。

(答)

やむを得ない場合には、一般居室の空室をサポート拠点として活用することも可能である。

ただし、一般居室をサポート拠点として使用することは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）第22条（財産の処分の制限）の規定に基づく、いわゆる目的外使用に抵触するものであり、このような活用を行おうとする場合には、あらかじめ厚生労働省社会・援護局災害救助・救援対策室に協議願いたい。

問8 被災県以外であっても、避難者を受け入れているなど被災者支援を行う場合には、サポート拠点を設置することが可能か。また、その費用はどこが持つのか。

(答)

平成23年度第一次補正予算において積増対象とならなかった都道府県においても、東日本大震災の被災者支援としてサポート拠点を設置することは可能である。

ただし、この場合には、当該費用について、避難元の被災県が負担するのか又は避難先の自治体が負担するのか等について、関係自治体間で事前に協議願いたい。

問9 営利法人やNPO法人がサポート拠点の運営主体となることは可能か。

(答)

地域支え合い体制づくり事業の実施主体は、都道府県及び市町村のほか、都道府県知事や市町村長が適当と認める団体への委託、補助又は助成により事業を実施することも可能である。

したがって、社会福祉協議会、社会福祉法人のみならず、NPO法人、民間事業者（営利法人）、ボランティア団体、自治会、住民組織等、様々な団体が実施主体となることが可能であるので、新たな主体の積極的な活用につき、ご配慮願いたい。

問10 1つのサポート拠点の運営主体は1事業者のみか。行うサービスによって異なる事業者を運営主体とすることは可能か。

(答)

サポート拠点に複数の機能を位置づける場合、機能ごとに運営主体が異なる運営形態とすることも可能である。

(例) サポート拠点に総合相談支援、居宅介護支援及び地域交流サロンを設ける場合

- | | |
|----------|-------------|
| ・総合相談支援 | → N P O 法人 |
| ・居宅介護支援 | → 民間指定介護事業者 |
| ・地域交流サロン | → 自治会 |

問 1 1 サポート拠点の運営にあたり、自動車が必要な場合には購入することは可能か。

(答)

サポート拠点の運営にあたり自動車が必要な場合には、レンタカーやリースを活用することが可能である。

また、事業の実施に必要な備品として購入も可能である。

ただし、購入する場合には、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」別記2の4にお示ししているとおり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、事業の目的に反する使用、取壊し又は廃棄等は出来ない。また、厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分した場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させがあるので留意すること。